

ねばりつい運動で  
子ども医療費助成18歳までに拡充（東京都）

党東京都議 原のり子



い  
ま  
す

歳まで対象を拡充することを求め  
てきました。そして、二〇一八年  
六月、「東京都青少年の医療費の  
引き受け」(三割引き)二十八歳ま

助成に関する条例案」で十八歳まで対象を広げる条例を提案しました。

なぜ、十八歳まで対象にする必

要があると考えたのか

の生活実態調査」(※1)では、医療の受診を抑制する理由として、

自己負担金を支払うことができない

までに広がります。子どもの医療費助成を求めて、新日本婦人の会をはじめ都民のねばりづよい運動が途切れることなく続いてきました。党区市町村議員団もそれぞれの自治体で働きかけ、制度拡充をけん引しています。私たち日本共産党都議団としても、運動に学び、区市町村議員団と連携し、論戦、条例提案を重ねてきました。みんなの力でここまで切り開いてきたことをとてもうれしく思います。

小中学生まで対象を広げたときに、都議団の当時事務局次長だつた中井健二さん（現・事務局長）

がとりくみの歴史や経緯をよりかえつて『議会と自治体』二〇〇七年九月号に詳しく書いています。

— 東京で子どもの医療費無料化を求める運動は、一九六八年に始まり、政党では日本共産党が議会ではじめて提案しました。都議会では、京都議団が、全国で乳幼児医療費無料化を実施していないのは、田舎貧困者に、うなづかずして

が広がる中、ついに九三年度予算に計上され、九四年一月から三歳未満児の医療費無料化が実現しました。ここが、東京都のスタートです。

その後も運動は続々と、論議を

年齢引き上げが必須

なぜ、十八歳まで対象にする必要があると考えたのか。

東京都が実施した「東京都子供の生活実態調査」(※1)では、医

療の受診を抑制する理由として、自己負担金を支払うことができない

た中井健二さん（現・事務局長）

『審議に値しない』『断固反対』、

す)。小中学生は、所得制限と二

自己負担金を支払うことができた

部負担（通院一回三百円）はあるものの、大きく制度は拡充されました。小中学生については、二十三区（特別区）ではすべて区で上乗せとなることなく、完全無料化。しか

いと思つたためと回答した割合

べきと求めました。

は、小中学生の保護者では約一%だったのに對し、十六歳から十七歳までの子どものいる保護者はでは、二・七%と高くなっています。調査では「医療費助成制度が十五歳まで対象となっていることが理由のひとつとして考えられる」と分析しています。とりわけ十六～十七歳の困窮層の保護者では、一八・八%が自己負担金を理由に挙げています。子どもの貧困対策の觀点からも、年齢の引き上げは必要です。歯の治療や視力の低下での治療など、お金がかかるので我慢しているという声を實際に聞いています。しかし、条例は残念ながら否決されました。

二〇一二年の第一回定例会の米倉春奈都議の代表質問では、知事に、なぜ十八歳まで広げる必要があると思ったのか、その効果をどう考へておられるか伺いました。知事は答弁に立ちませんでしたが、福祉保健局長が、「高校生の世代は、生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期であり、自らの健康をコントロールし、改善できるよう支援することは重要」との大変な認識を示しました。また、区市町村と、「制度の考え方や内容等について、ていねいに議論を重ね、調整」していくと答弁しました。

決も含めて十八歳までの医療費無料化をすすめていくべきです。 東京都は、区市町村の意見をふまえ、中学修了後から十八歳までの医療費について、二三年度から三年間は都が全額支援することを決めました。しかし、四年目以降は自治体間の財政力の違いで不公平が生まれます。

続く第二回定例会の藤田りょうこ都議の代表質問では、四年目以降も都の支援を後退させないこと、所得制限や一部負担を都の責任でなくしていくことを強く求めました。これに対し、福祉保健局長は、区市町村と「引き続き調整を進めてまいります」と答えました。

ることを強く求めて います。  
このままでは、同じ東京の子どもでありながら、住んでいる場所によつて医療費の負担に格差が出てしま ます。新日本婦人の会はただちに東京都に要望書を提出。共産党都議団では、多摩チーム（多摩地域選出の尾崎あや子・池川友一・清水とし子・アオヤギ有希子・原のり子）を中心に、大山とも子団長とともに、六月三十日、知事に申し入れをおこないました。

は、小中学生の保護者では約一%だったのに對し、十六歳から十七歳までの子どものいる保護者では、二・七%と高くなっています。調査では「医療費助成制度が十五歳まで対象となっていることが理由のひとつとして考えられる」と分析しています。とりわけ十六～十七歳の困窮層の保護者は、一八・八%が自己負担金を理由に挙げています。子どもの貧困対策の観点からも、年齢の引き上げは必要です。歯の治療や視力の低下での治療など、お金がかかるので我慢しているという声を實際に聞いています。しかし、条例は残念ながら否決されました。

二〇一二年都議選後の十二月には、再度条例提案。再び否決されましたが、この直後、知事が十八歳まで対象を拡大することを発表、準備予算を二二年度予算案にもりこんだのです。私たちはこれで、東京都が責任をもつて実施することを歓迎するとともに、すべての子町村のなかに格差をつくらないよ

う、倉春奈都議の代表質問では、知事に、なぜ十八歳まで広げる必要があるか、その効果をどう考

えているか問いました。知事は答弁に立ちませんでしたが、福祉保健局長が、「高校生の世代は、生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期であり、自らの健康をコントロールし、改善できるよう支援することは重要」との大変な認識を示しました。また、区市町村と、「制度の考え方や内容等について、ていねいに議論を重ね、調整」していくと答弁しました。

これをふまえ、私は、予算特別委員会の一般総括質疑で、二十三区と多摩地域の格差の解消を求めました。多摩地域では、小中学生で二十六市中二十三市に自己負担があり、所得制限は十七市で残っています。二十三区では完全無料なのに多摩の子どもたちには負担が残っていることを示し、東京のどこに住んでいても、すべての子どもたちが無料になるよう都に強

決も含めて十八歳までの医療費無料化をすすめていくべきです。

東京都は、区市町村の意見をふまえ、中学修了後から十八歳までの医療費について、二三年度から三年間は都が全額支援することを決めました。しかし、四年目以降は自治体間の財政力の違いで不平等が生まれます。

続く第二回定例会の藤田りょうこ都議の代表質問では、四年目以降も都の支援を後退させないこと、所得制限や一部負担を都の責任でなくしていくことを強く求めました。これに対し、福祉保健局長は、「区市町村と『引き続き調整を進めてまいります』」と答えました。その後、特別区長会が都の制度への上乗せを決定。二十三区は十八歳までのすべての子どもたちが医療費無料化されることになります。一方、東京都市長会は、各自治体の財政力の違いから、上乗せするかどうかは各市の判断にゆだねるとし、同時に、東京都に対する来年度予算要望では、最重点要望として、子どもの医療費無料化

ることを強く求めています。このままでは、同じ東京の子どもでありながら、住んでいる場所によって医療費の負担に格差が出てしまいます。新日本婦人の会はただちに東京都に要望書を提出。共産党都議団では、多摩チ一ム（多摩地域選出の尾崎あや子・池川友一・清水とし子・アオヤギ有希子・原のり子）を中心に、大山とも子団長とともに、六月三日、知事に申し入れをおこないました。

第三回定例会では斎藤まりこ都議が代表質問で都の責任で完全無料化すべきと求めました。福祉保健局長が「区市町村との間で協議の場を設置し検討する」と述べたことは重要でした。しかし、毎回質問しても、小池知事は、重点公約の一つにしていたはずの「多摩格差ゼロ」には一切触れないという無責任な姿勢に終始しています。

完全無料化を実現するために重要なのは、子育て関連施策に所得制限をもちこまないことがなぜ大事か、ということをはつきりさせ

る」とだと思います。

## 「所得制限なし」の重要性

一一定の代表質問で藤田都議は、「お金の心配なく子育てできるようになることは、暮らしが厳しくなっている中、ますます切実です。子育て、教育など子ども関連施策の所得制限は、撤廃を進めるべきです」と指摘し、知事の認識を問いました。子どもの医療費無料化については「一切答弁に立たない小池知事ですが、このことについては答弁に立ち、「対象範囲の設定にあたりましては、それぞれの施策の目的などをふまえまして、適切に判断されるべきもの」と述べました。所得制限は当たり前、ということではなく、それぞれの施策の目的を踏まえて判断、と述べたことは重要です。そうであれば、子どもの命を支える医療費については、差をつけないという判断が求められるのではないかでしょうか。

東京都は子どもの医療費助成について、「福祉施策の一環として一定の基準のもとで補助している」と繰り返し述べています。つまり、福祉だから所得制限を入れるのだ、という考えです。しかし、それでいいのでしょうか。共産党都議団は、「子育て支援拡充を目指す会」(※2)の方がたと懇談させていただきましたが、さまざまな家庭構成やありようがあるのに、一律に所得制限を入れることは公平とはいえない、さまざまなかつらがついています。ある特徴が進行してしまいます」……。私は自身もこの間さまざまな方から声をうかがっています。ある特別支援学校に通う子どもをもつお母さんは、子どものサポートのため仕事は辞めましたが、障害者医療費助成も所得制限で受けられません。医療費は三割負担のため、昨年の医療費は五万五千四百四十円。装具（足底板）を毎年作り変更したり、放課後デイの利用負担も重くのしかかるといいます。

会は、「障害児福祉・医療の所得制限についてのアンケート」調査を今年十月に公表しています。その自由記述欄には所得制限があることで困難を感じるという声がびつしり書かれています。「医療費にお金がかかるため、療養グッズなどを買うことにすごく躊躇し、買えないこともある」「発達特性による感覚過敏やこだわりによる食費や衣類の出費、送

迎のガソリン代、コインパークイン

東京都では、都議会の議員提案でこのも基本条例を成立させました。誰ひとり取り残さないということを位置付けた条例になりました。この条例にもとづけば、すべての子どもを対象に子どもの医療費無料化をすすめるべきです。

今、日本共産党区市町村議員団がとりくみを強め、意見書も提案。十月十八日時点で、可決されました。来年四月の一斉地方選挙の争点におしあげ、十八歳までの完全無料化を実現するために、運動と区市町村議員団と連携し、とりくんでいきます。そして、本来は国が制度化すべきだということを改めて強く求めていきます。

※1 東京都子供の生活実態調査 二〇一六年度、首都大学東京（現・東京都立大学）子ども・若者貧困研究センター委託事業  
※2 子育て支援拡充を目指す会 子育て支援制度の所得制限撤廃、支援の拡充を目指してとりくむ保護者を中心とした会。二〇一〇年結成。

（はら・のりこ）